９月分　　№16

件　名	SMS を使用した納税案内の見直しについて
受付日	令和８年９月 29 日
ご意見・ご提案の概要	県は、納期限までに、県税（自動車税または個人事業税）の納付が確認できていない方の携帯電話に、納税を案内するショートメッセージ（SMS）を一斉送信しているが、詐欺などの被害が発生する前に、やめるべきではないか。
県の考え方	SMS は、多くの方に迅速かつ効果的に納税のお知らせを行うことができ、電話や文書による案内に比べて行政コストの削減にもつながる有効な手段であるため、現時点で一律に廃止することは考えておりません。 一方で、SMS が特殊詐欺に悪用される事例があるなど、ご心配の声があることも十分認識しており、県民の皆様が安心して内容を確認できるよう、SMS の送信は、文書送付後にその確認を促すための連絡に限定しているほか、リンク先 URL やメールアドレスを記載しないといった対策を講じています。 また、県では、SMS を受け取った方が不審に感じた場合に自ら確認ができるよう、県公式ホームページで実施内容を公表・周知するとともに、県民生活相談センターや警察へ情報提供するなど連携を図っています。 県税に関するものに限らず、受信したメッセージに心当たりがない場合には、県民生活相談センターや警察等の関係機関にご相談ください。
担当課	総務部　税務課